第５９回

三重県国土利用計画審議会

議 案 書

令和８年 11 月 13 日

第１号議案

三重県土地利用基本計画の変更に係る骨子案について

変更の内容説明書

１　変更の理由

国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号）（以下「法」という。）第９条に基づき定められた三重県土地利用基本計画は、法第９条第９項で、国が定める国土利用計画を基本とすることが規定されていることから、令和５年７月２８日に閣議決定された第六次国土利用計画（全国計画）との整合を図るため、計画書を変更する。

２　変更計画の骨子

・第六次国土利用計画（全国計画）を基本とした土地利用基本計画に修正する。
・三重県土地利用基本計画第１章の１「県土利用の基本方針」に、令和８年に公表される国勢調査や農林業センサス等の調査結果を反映する。

第１章　県土の利用に関する基本構想

県土の特性、地域類型及び利用目的区分ごとに県土利用の基本方向を記載。

第２章　土地利用の原則

５地域(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)の土地利用の原則を記載。

第３章　５地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

５地域が重複する地域において、適正かつ合理的な土地利用がはかれるように、土地利用の調整方針を記載。

３　主な変更点

項目名	新計画	旧計画
第１章 県土の利用に関する基本構想 １　県土の基本方針	**（１）基本理念** 人口減少や自然災害･気候変動リスクの深刻化により県土の管理水準の低下が懸念される中、デジタル技術の活用や多様な主体との連携により、自然と共生しながら安全で持続可能な県土利用を目指す。 **（２）県土の特性を生かした土地利用** ア　北勢地域 ・交通優位性と産業集積を背景に半導体・AI 関連施設など次世代産業クラスターの形成が進み、工業用地需要の拡大が見込まれる一方、人口減少を見据え、低未利用土地の活用と緑地・里山の保全により産業集積と良好な居住環境の調和を図る。 イ　中南勢地域 ・(変更なし) ウ　伊勢志摩地域 ・(変更なし) エ　伊賀地域 ・(変更なし) オ　東紀州地域 ・(変更なし)	**（１）基本理念** 人口減少や自然災害リスクの増大により土地需要の縮小や県土の管理水準の低下が懸念される中、防災・減災対策や環境保全を組み合わせ、土地の特性を活かした戦略的･効率的な県土利用を目指す。 **（２）県土の特性を生かした土地利用** ア　北勢地域 ・交通インフラの整備や港湾・空港へのアクセス性の高さから工業用地等への転換圧力は当面続くが、人口減少を見据え、低・未利用地の適正活用と緑地・里山の保全により、良好な生活住環境の維持を図る。 イ　中南勢地域 ・水源となる森林保全や自然環境との調和を図りながら適切な土地利用の推進を図る ウ　伊勢志摩地域 ・グリーンインフラの活用により、地域の魅力を高め経済の持続的な循環を図る。 エ　伊賀地域 ・名阪国道を軸とした製造業の持続と観光資源を活かした産業定着を図る。 オ　東紀州地域 ・紀勢自動車道を活用した交流の促進による地域振興と南海トラフ地

		震に備えた県土利用を図る。
	（３）県土をめぐる情勢の変化 ア　三重県の人口動態 イ　土地利用の推移 ウ　太陽光発電設備の増加 ・人口動態、農林業データを最新値に更新。（三重県人口ビジョン、令和７年国勢調査、2025 年農林業センサス等） ・太陽光発電：令和８年４月改定のガイドライン、令和５年の FIT 法改正に言及。	**（３）県土をめぐる情勢の変化** ア　三重県の人口動態 イ　土地利用の推移 ウ　太陽光発電設備の増加 ・人口動態、農林業データは平成 27 年時点の値を使用。 ・太陽光発電：平成 29 年６月策定のガイドラインを紹介。
	（４）土地利用における課題 ア 人口減少や高齢化等による県土管理水準の悪化と地域社会の衰退 ・所有者不明土地等の低未利用土地や空き家の増加。	**（４）土地利用における課題** ア 人口減少による県土管理水準の低下 ・低未利用地や空き家等の増加。
	イ 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応 ・太陽光パネルや風力発電の安全面、景観、環境への影響に対する地域社会との共生。 ・カーボンニュートラルや「30by30 目標」の実現と地域課題の総合的な解決に向けた県土利用及び管理。	イ 自然環境と美しい景観等の保全 ・生物多様性の確保、自然環境の保全と再生。
	ウ 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応 ・南海トラフ地震、水害、土砂災害、渇水への対応。	ウ 災害に対する強い県土の形成 ・南海トラフ地震、水害、土砂災害への対応。
	（５）土地利用の基本方向 ア 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理 ・管理構想の取組の推進。 ・低未利用土地や空き家の有効活用。 ・都市機能の集約化、農地や森林の	**（５）土地利用の基本方向** ア 適切な管理を実現する県土利用 ・都市機能や居住の集約化。 ・低未利用地や空き家等の有効利用。 ・優良農地の確保と荒廃農地の防止。 ・森林の整備、保全、健全な水環境

	良好な管理、再エネ施設の立地誘導。	の維持と回復
	イ 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理 ・自然資本の持続的な活用、広域的な生態系ネットワークの構築。 ・グリーンインフラを活用したEco-DRRなどの取組推進。 ・地域循環共生圏の形成促進。	イ 自然環境や美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用 ・森、海、川、海の連環による生態系ネットワークの形成。 ・グリーンインフラ等の取組推進。 ・美しい景観の保全、再生、創出。 ・生物多様性の確保。
	ウ 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理 ・ハード、ソフト対策を組み合わせた防災、減災対策。 ・流域治水の推進、災害ハザードエリアの開発抑制と安全な居住誘導。 ・国土強靭化の推進、事前防災、事前復興の観点からの地域づくり。	ウ 安全・安心を実現する県土利用 ・ハード、ソフト対策を組み合わせた防災、減災対策。 ・より安全な地域への居住誘導。 ・国土強靭化に向けた取組の推進。
	エ デジタル技術を活用した県土利用・管理の推進 ・分野横断的な地域情報の一元化、地区空間情報やリモートセンシング等のデジタル技術の徹底活用。 ・県土の状況把握、効率的かつ効果的な県土利用及び管理。	
	オ 多様な主体の参加と協力による県土利用・管理 ・地域の発意と合意形成を基礎とし、民間企業、NPO、地域住民など多様な主体の参加と官民連携を促進。 ・県民一人ひとりが県土管理に参画。	

２　地域類型別の県土の基本方向	**（１）都市** 土地本来の災害リスクを基礎とし、中心部や生活拠点等、より安全な地域へ都市機能や居住を集約化するとともに、郊外に無秩序に拡大してきた市街地についても、適切な管理を行い、集約する方向に誘導する。防災については、ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に強い都市構造・国土構造の形成を図る。住宅と農地が混在する地域においては、両者が調和して良好な居住環境と営農環境の形成を進め、計画的かつ適切な土地利用を図る。	**（１）都市** 都市機能や居住地を、中心部や生活拠点等に集約化するとともに、郊外に拡大してきた市街地についても、集約するように誘導していく。防災については、交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る。
	（２）農山漁村 多様な地域資源を組み合わせた新たな付加価値等の取り組みを通じて雇用促進や所得向上を図り、健全な地域社会を構築する。中山間地域等の集落地域においては、地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集める「小さな拠点」の形成や、地域の発意に基づき優先的に維持したい土地の明確化や管理方法の転換等により、持続可能な土地の利用・管理を計画的に推進していく。	**（２）農山漁村** ６次産業化などによる農林水産物の高付加価値化、農林水産業の成長産業化等によって、雇用促進や所得向上を図り、健全な地域社会を築く。中山間地域等の集落地域においては、地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、「小さな拠点」の形成を進める。
	（３）自然維持地域 野生生物の生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境の適切な保全・再生を図るとともに、30by30 目標の達成に向けて、保護地域の拡張と管理の質の向上、広域的な生態系のネットワーク化を促進する。三重県自然公園の魅力向上などによる保護と利用の好循環を図り、都市・農山漁村との適切な関係の構築を通じて、自然環境の保全・再生・活用を進める。	**（３）自然維持地域** 野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、適正に保全する。また都市・農山漁村との適切な関係を通じて、自然環境の保全・再生・活用を進める。

3　利用区分別の県土利用の基本方向	**（１）農地** 耕地利用率や農地の集積率等の向上により更なる食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保する。農地の大区画化や農地中間管理機構の活用による農地の集積・集約を推進する。さらにスマート農業の加速化による生産性の向上を図るとともに、持続可能な食糧システムを構築する。	**（１）農地** 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図る。農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進する。
	（２）森林 カーボンニュートラルへの対応等を踏まえ、県土の保全、水源かん養などの多面的機能を有し重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、将来にわたり森林がその機能を発揮できるよう、森林資源の循環利用の確立を図ることとし、再造林の推進、多様で健全な森林への転換、新たな木材需要の創出などにより国産材の利用を促進する。その際、多様な主体の連携によって、地域一帯の林業活動において、デジタル技術をフル活用する拠点の創出を通じて林業の生産性向上等を図る。	**（２）森林** 温室効果ガス吸収源対策等を踏まえ、県土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、将来にわたり森林がその機能を発揮できるよう、国産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用を推進する。
	（３）原野 （変更なし）	**（３）原野** 生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。
	（４）水面・河川・水路 自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラやEco-DRRの取組を推進するため、流域の特性に応じた健全な水環境の維持又は回復を図るとともに、自然環境の保全・再生や生態系ネットワークの形成を促進し、生物の生息・生育・繁殖環境やまちづくりと連携	**（４）水面・河川・水路** 流域の特性に応じた健全な水環境の維持又は回復等を通じ、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース及び自然環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

	した地域経済の活性化に資する良好な水辺空間の保全・創出を図る。また、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。	
	（５）道路 災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、国土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、予防保全によるメンテナンスへの早期移行を目指しながら既存用地の持続的な利用を図る。また、希少な動植物の保全や自然環境への影響を少なくするための工法を採る。	**（５）道路** 災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、国土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、既存用地の有効利用を図る。
	（６）住宅地 人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、良好な居住環境を形成する。その際、都市の集約化に向けて居住を誘導し、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。太陽光発電設備の設置による再エネの導入拡大に当たっては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。	**（６）住宅地** 人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、良好な居住環境を形成する。その際、都市の集約化に向けて居住を誘導し、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。
	（７）工業用地 グローバル化や情報化の進展に伴うインフラの整備状況や地域産業活性化の動向、県内における企業立地促進の方針等を踏まえ、必要な用地の確保を図る。	**（７）工業用地** グローバル化や情報化の進展に伴うインフラの整備状況や地域産業活性化の動向等を踏まえ、必要な用地の確保を図る。
	（８）その他の宅地 （変更なし）	**（８）その他の宅地** 土地利用の高度化、集約化、災害リスクの高い地域への立地抑制などに配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。公共施設は、災害リスクに十分配慮し、中心部等での立地を促進させることにより、よ

		り安全な地域への市街地の集約化を促進させる。
	（９）公用・公共用施設の用地 公共施設は災害リスクに十分配慮し、中心部等での立地を促進させることにより、より安全な地域への市街地の集約化を促進させる。再エネの導入拡大を図る際は、新築における太陽光発電設備を最大限設置する。県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。	**（９）公用・公共用施設の用地** 公共施設は災害リスクに十分配慮し、中心部等での立地を促進させることにより、より安全な地域への市街地の集約化を促進させる。県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。
	（10）大規模集客施設用地 （変更なし）	**（10）大規模集客施設用地** 都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、郊外への無秩序な拡大を抑制しつつ、地域の判断を反映した適正な立地を確保する。
	（11）低未利用土地 都市の低未利用土地は、居住用地、事業用地等としての再利用、荒廃農地は所有者等による適切な管理・多様な主体の参加により農地としての活用を積極的に図りつつ、状況に応じて、工業用地等、農地以外の転換による有効利用を図る。	**（11）低・未利用地** 都市部は公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用、農山漁村地区は所有者等による適切な管理、農用地としての活用を積極的に図る。状況に応じては、農用地以外の転換による有効利用を図る。
	（12）沿岸域 海域と陸域の一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。藻場等のブルーカーボン生態系など生物多様性の確保や漂流・海底ごみ対策の推進を図り、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。	**（12）沿岸域** 海域と陸域の一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。藻場・干潟など沿岸域の有する生物多様性の確保や漂着・海底ごみの対策を図り、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。

第２章 土地利用 の原則	**（１）都市地域** （変更なし）	**（１）都市地域** ・人口減少を見据えた効率的な都市運営のため、良好な都市環境の確保をするとともに機能的な都市基盤整備に配慮し、都市機能や居住地の集約化を促進する適正かつ効果的な土地利用を行う。
	（２）農業地域 （変更なし）	**（２）農業地域** ・県民のもっとも基礎的な土地資源であり、環境保全や防災等において重要な役割を果たすことから、保全と有効利用を図り、適正な管理を行う。 ・荒廃農地の発生防止や再生利用の取組を進め、優良農地の確保と意欲ある担い手への農地の集積･集約を推進する。
	（３）森林地域 （変更なし）	**（３）森林地域** ・県土の保全、水源涵養などの公益的機能に重要な役割を果たす森林の保全と整備を図り、持続可能な森林地域の形成を図る。
	（４）自然公園地域 （変更なし）	**（４）自然公園地域** ・優れた自然を保護し、その利用を通じて、県民の保健休養及び教化に活用できるよう、適正な利用を図る。
	（５）自然保全地域 （変更なし）	**（５）自然保全地域** ・広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図る。

第３章 ５地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	**（１）都市地域と農業地域とが重複する地域** （変更なし） **（２）都市地域と森林地域とが重複する地域** （変更なし） **（３）都市地域と自然公園地域とが重複する地域** （変更なし） **（４）都市地域と自然保全地域とが重複する地域** （変更なし） **（５）農業地域と森林地域とが重複する地域** （変更なし） **（６）農業地域と自然公園地域とが重複する地域** （変更なし） **（７）農業地域と自然保全地域とが重複する地域** （変更なし）	**（１）都市地域と農業地域とが重複する地域** **（２）都市地域と森林地域とが重複する地域** **（３）都市地域と自然公園地域とが重複する地域** **（４）都市地域と自然保全地域とが重複する地域** **（５）農業地域と森林地域とが重複する地域** **（６）農業地域と自然公園地域とが重複する地域** **（７）農業地域と自然保全地域とが重複する地域**

５地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

五地域区分 ＼ 五地域区分		都市地域		農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域	
		市街化区域（用途地域含む）	市街化調整区域（用途地域除く）	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域（用途地域含む）										
	市街化調整区域（用途地域除く）	×									
農業地域	農用地区域	×	←								
	その他	×	①	×							
森林地域	保安林	×	←	×	←						
	その他	②	③	④	⑤	○					
自然公園地域	特別地域	×	←	←	←	○	○				
	普通地域	⑥	○	○	○	○	○	×			
自然保全地域	特別地区	×	←	←	←	○	○	×	×		
	普通地区	×	○	○	○	○	○	×	×	×	

（凡例）

× 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。

← 相互に重複している場合は、矢印方向の土地を優先します。

○ 相互に重複している場合は、両地域が両立するように調整を図ります。

① 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めます。

② 原則として都市的な利用を優先しますが、緑地としての森林の保全に努めます。

③ 森林としての利用の現況と森林の公益的機能に留意しつつ、森林としての利用との調製を図りながら、都市的な利用を認めます。

④ 原則として農用地としての利用を優先しますが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めます。

⑤ 森林としての利用を優先しますが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めます。

⑥ 自然公園としての機能をできる限り維持するような調整を図りながら、都市的利用を図ります。